

平成29年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

お問合せ番号

水戸市長宛て

提出

有 無

様

現住所

1月1日現在の住所

フリガナ

氏名

個人番号

電話番号

世帯主の氏名

印

生年月日

明・大 昭・平

業種又は職業

続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with 4 columns: 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 障害者控除, 配偶者控除, 扶養控除, 16歳未満扶養親族. Includes sub-headers like '損害の原因', '損害年月日', '支払った医療費', '社会保険の種類', '新生命保険料の計', '地震保険料の計', '氏名', '障害の程度', '配偶者の氏名', '氏名', '氏名', '氏名', '氏名', '平成', '同居・別居'.

Table with 4 main sections: 1 収入金額等, 2 所得金額, 3 所得から差し引かれる金額, 4 所得から差し引かれる金額. Includes sub-headers like '事業', '営業等', '農業', '不動産', '利子', '配当', '給与', '公的年金等', 'その他', '短期', '長期', '一時', '障害の程度', '雑', '総合譲渡・一時', '雑損控除', '医療費控除', '社会保険料控除', '小規模企業共済等掛金控除', '生命保険料控除', '地震保険料控除', '寡婦(寡夫)控除', '勤労学生・障害者控除', '配偶者控除', '配偶者特別控除', '扶養控除', '基礎控除', '合計'.

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。裏面にも記載する欄がありますから、注意してください。



6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号		-		-

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
					合計イ+{(ロ+ハ)×1/2}	ニ

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。  
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平	専従者 給与 (控除)額	円
			・		
個人番号				従事月数	
氏名			・		
個人番号				従事月数	
氏名			・		
個人番号				従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし	合計額

14 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用の資産譲渡損失など	資産の種類	
	損失額被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	
	月 日	
<input type="checkbox"/> 他道府県の事務所		

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
個人番号	
氏名	住所
個人番号	
氏名	住所
個人番号	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
茨城県共同募金会、日赤茨城県支部分	
条例指定分	茨城県
	水戸市

「都道府県、市区町村分」、「茨城県共同募金会、日赤茨城県支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「茨城県」、「水戸市」の各欄には、茨城県、水戸市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

◎平成28年中に所得のなかった方は、下記により生活の根拠を記入してください。

1	<input type="checkbox"/> 下記の者に扶養又は仕送り等の援助を受けていた。	3	<input type="checkbox"/> 非課税所得を受給していた。
	名前 続柄		(遺族年金)・(障害年金)・(雇用保険)・(生活保護)
	住所		受給期間
	職業 勤務先等		年 月から 年 月
			受給額 円
2	<input type="checkbox"/> 貯蓄で生活していた。	4	<input type="checkbox"/> その他 (例: 養育費、傷病手当等)
			( )